

## ○四日市港管理組合入港料条例

昭和 52 年 3 月 31 日  
条 例 第 1 号

**改正** 昭和 55 年 3 月 29 日条例第 3 号 昭和 58 年 4 月 21 日条例第 3 号  
平成元年 3 月 28 日条例第 5 号 平成 8 年 4 月 1 日条例第 5 号  
平成 9 年 3 月 28 日条例第 5 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号  
平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 44 条の 2 の規定により、四日市港管理組合が徴収する入港料に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(入港料の徴収)

**第 2 条** 四日市港に入港する船舶は、この条例の定めるところにより、入港料を納付しなければならない。ただし、法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶については、この限りでない。

(入港料の料率)

**第 3 条** 入港料は、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに 2 円 50 銭に 25 銭を加えた額（以下「基準料率」という。）とする。ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。）にあつては、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに 2 円 50 銭とし、内航船舶（国内の港と国内以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。）にあつては、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに基準料率の 2 分の 1 を減じた額とする。

(入港料の納付義務者等)

**第 4 条** 入港料は、船舶の運航者が納付しなければならない。

2 入港料の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。

(入港料の減免)

**第 5 条** 次の一に該当する船舶については、入港料を免除する。

- (1) 総トン数 700 トン未満の船舶
- (2) 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- (3) 同一船舶が 1 日に 2 回以上入港した場合の 2 回以後の当該入港船舶
- (4) 同一船舶が 1 月に 11 回（1 日に 2 回以上入港したときの入港回数は、1 回とする。）以上入港した場合の 11 回以後の当該入港船舶
- (5) その他規則で定める船舶

2 管理者は、公益上その他特別の事由があると認める船舶については、入港料を減免することができる。

(入港料の不還付)

**第 6 条** 既納の入港料は、還付しない。ただし、管理者は特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(関係書類の提示等)

**第 7 条** 管理者は、入港料の徴収に関し必要があるときは、船舶の運航者その他関係者から船舶国籍証書その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることができる。

(罰則)

**第 8 条** 偽りその他不正の行為により入港料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

- 2 前条の規定による関係書類の提示又は提出を拒んだ者は、5万円以下の過料に処する。  
(規則への委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(昭和52年4月30日規則第6号で昭和52年5月1日から施行)  
(経過措置)
- 2 第3条の規定の運用については、同条中「2円」とあるのは、この条例施行の日から昭和53年3月31日までの間にあつては「1円80銭」とする。

**附 則** (昭和55年3月29日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年5月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市港管理組合入港料条例第3条の規定の運用については、同条中「2円30銭」とあるのは、昭和55年5月1日から昭和56年3月31日までの間にあつては「2円10銭」とする。

**附 則** (昭和58年4月21日条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年4月21日規則第3号で昭和58年5月1日から施行)

**附 則** (平成元年3月28日条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成元年5月1日から施行し、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第11号で平成元年4月1日から施行)

**附 則** (平成8年4月1日条例第5号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

**附 則** (平成9年3月28日条例第5号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第8号で平成9年5月1日から施行)

**附 則** (平成25年12月27日条例第12号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月22日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の四日市港管理組合入港料条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。